

東浦町障害者等タクシー料金助成事業実施要綱

(通則)

第1条 この要綱は、電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な在宅の重度障害者（児童にあつてはその保護者）及び介護保険の要介護認定において要介護度3以上の認定を受けた者（以下「障害者等」という。）に対し、タクシー利用料金の一部を助成し、その世帯の経済的負担の軽減を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(受給資格)

第2条 この要綱に基づきタクシー料金の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者であつて、次の表に定めるもののうち町長が認めるものとする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第167条若しくは第177条の17に基づく自動車税の減免又は同法第461条若しくは463条の23に基づく軽自動車税の減免を受けている者（人工呼吸器、胃ろう等を使用し、看護師等によるたんの吸引、経管栄養注入等の医療的介助を要する者であつて、助成を受けようとする年度の初日において18歳未満のもの（以下「特定要医療的介助者」という。）を除く。）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居に居住している者、同条第25項に規定する介護保険施設に入所若しくは入院している者又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設に入所している者
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133条）第29条に規定する有料老人ホームに入居している者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第10項に規定する施設入所支援を受けている者

受給資格者区分	受給資格者
特定大型車、大型車及び普通車（以下「一般車」という。）のタクシー料金の助成を受けられる者	ア 本町に居住している在宅の身体障害者であつて、身体障害者手帳の等級が1級又は2級のもの イ 本町に居住している在宅の知的障害者であつて、療育手帳の判定がA又はBのもの ウ 本町に居住している在宅の精神障害者であつて、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級のもの エ 本町に居住している特定要医療的介助者
身体障害者輸送車（以下「リフト付タクシー」という。）のタクシー料金の助成を受けられる者	ア 上記アに該当する者のうち、車椅子を常用しているもの又は寝たきりの状態でストレッチャーを使用しなければ移動が困難なもの イ 本町に居住している在宅の者であつて、介護保険の要介護認定において要介護度3以上の認定を受けたも

	の ウ 本町に居住している特定要医療的介助者
--	---------------------------

(申請及び決定)

第3条 受給資格者は、タクシー料金の助成を受けようとするときは、タクシー料金助成券交付申請書(様式第1)により町長に申請するものとする。

2 受給資格者が、前項の申請をしようとするときは、その資格を証する書類として、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は介護保険被保険者証(第9条において「手帳等」という。)、医師の意見書等の医療的介助を要することを証する書類等を提示するものとする。

3 前項の規定により、精神障害者保健福祉手帳(顔写真が付いていないものに限る。)又は医療的介助を要することを証する書類の提示が必要となった者は、顔写真を添えて申請するものとする。

4 町長は、第1項に基づく申請を受理したときは、速やかにその審査を行い、助成の可否を決定し、タクシー料金助成券交付決定・却下通知書(様式第2)により本人に通知するものとする。

(助成券の交付)

第4条 町長は、前条第3項の規定により助成を決定した受給資格者(以下「受給者」という。)にタクシー利用助成券(以下「助成券」という。)(様式第3、様式第3の2)を交付する。

(助成券の有効期間)

第5条 助成券の有効期間は、交付した日から交付した日の属する年度の末日までとする。

(助成券の利用範囲)

第6条 受給者が助成券を使用できるタクシーは、この要綱に基づき町長と契約を締結した業者(以下「指定業者」という。)のタクシー(以下「指定タクシー」という。)とする。

(指定業者)

第7条 町長は、本事業を実施するため、一般乗用旅客自動車運送事業を営む法人と契約を締結するものとする。

(助成額等)

第8条 タクシー料金の助成額は、次の表のとおりとする。

タクシー車種区分	利用した運賃の種類	1回の助成額
一般車	距離制運賃	初乗運賃の額に、迎車回送料金に係るサービスを利用した場合にあっては当該迎車回送料金を加えて得た額
	時間制運賃	初乗運賃に相当する額(利用したタクシーの車種区分に対応する中部運輸局長が定める距離制運賃に係る初乗運賃の上限

		運賃の額を限度とする。) に、迎車回送料金に係るサービスを利用した場合にあっては当該迎車回送料金を加えて得た額
リフト付タクシー	距離制運賃 又は時間制 運賃	町長が別に定める額

2 一の年度内における助成券の交付枚数は、24枚以内とする。

(助成券の使用)

第9条 受給者が、指定タクシーを利用し助成券を使用するときは、降車の際、第3条第3項の適用となった者以外の者は手帳等を、同項の適用となった者は助成券の証明書を提示するとともに、助成券1枚を運転者に渡すものとする。

(助成金の支払)

第10条 この事業の助成金は、指定業者が前条の規定により受け取った助成券を添えて町長に請求し、町長は指定業者に支払うものとする。

(保護者)

第11条 受給資格者が第3条第1項に基づく申請ができない事情があるとき又は受給者が助成券を管理することができない事情があるときは、受給資格者を養護し生計を同一にしている者（以下「保護者」という。）が替わって申請し、又は助成券の管理をすることができる。

(資格変更等)

第12条 受給者は、第2条に定める受給資格に変更を生じた場合又は該当しなくなった場合は、直ちに未使用の助成券を添えてタクシー料金助成券受給資格変更・喪失届（様式第4）を町長に届け出なければならない。

2 第3条の規定は、前項の規定により受給資格の変更を届け出た者が、変更後の受給資格によるタクシー料金の助成を受けようとする場合に準用する。

(未使用助成券の返還)

第13条 受給者は、助成券の交付を受けた年度末において未使用の助成券がある場合には、町長に返還しなければならない。

(助成券の再交付)

第14条 助成券は、やむを得ない事情により破損又は汚損したと認められる場合を除き再交付しないものとする。

2 受給者は、助成券を破損又は汚損したときは、タクシー料金助成券再交付申請書（様式第5）に未使用の助成券を添えて再交付を申請することができる。

3 前項に基づき助成券の再交付をする場合、助成券の交付枚数は同項の申請書に添付された未使用の助成券の枚数以内とする。

(譲渡又は担保の禁止)

第15条 受給者又は保護者は、助成券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成の制限)

第 16 条 町長は、受給者又は保護者がこの要綱に違反したときは、交付済みの助成券を返還させるものとする。

(不正利得の返還)

第 17 条 町長は、偽りその他不正な手段によりタクシー料金の助成を受けていた者があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

1 この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 東浦町心身障害者タクシー料金助成券は、当分の間、従前の様式の東浦町心身障害者タクシー料金助成券によることができる。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の東浦町障害者等タクシー料金助成事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に利用するタクシーに係る助成について適用し、同日前に利用したタクシーに係る助成については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現に改正前の東浦町障害者等タクシー料金助成事業実施要綱の規定に基づいて作成されているタクシー利用助成券は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1（第3条関係）

タクシー料金助成券交付申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住所
氏名

東浦町障害者タクシー料金助成券（一般車・リフト付タクシー）を次のとおり申請します。

対象者	住 所			
	氏 名		年 月 日生	男・女
	手帳等種別	身体障害者手帳	第 号	種 級
		療 育 手 帳	第 号	判定
		精神障害者保健福祉手帳	第 号	級
		特定要医療的介助者 （ ）		
		介 護 保 険	要介護度	
申請理由				
申請枚数	一般車	枚	リフト付タクシー	枚
備考				

様式第2（第3条関係）

タクシー料金助成券交付 決定・却下 通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありましたタクシー料金の助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 ・ 却 下		
決 定 の 場 合	対 象 者	
	有 効 期 限	年 月 日まで
却 下 の 場 合	却 下 の 理 由	

注意事項

- 次のような場合は、受給資格を喪失しますので、助成券を返却してください。
- 1 介護保険の更新申請・区分変更の結果、要介護度2以下に認定された場合
 - 2 身体障害者手帳の等級が1級若しくは2級に該当しなくなった場合、療育手帳の判定がA若しくはBに該当しなくなった場合、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級に該当しなくなった場合又は特定要医療的介助者に該当しなくなった場合
 - 3 施設に入所若しくは入居又は入院することになった場合
 - 4 自動車税又は軽自動車税の減免を受けることになった場合（特定要医療的介助者を除く。）
 - 5 東浦町外に転出することになった場合
 - 6 利用者が亡くなった場合

様式第3（第4条関係）

（綴表紙表面）

No	
東浦町障害者等タクシー料金助成券 （一般車用）	
この表紙は使用できません。	
氏 名	男・女
障害の 種 類	身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A・B 精神障害者保健福祉手帳 1級 特定要医療的介助者
発行年月日	年 月 日
有効期限	年3月31日
発行者	東 浦 町 長

（綴表紙裏面）

証 明 書	
（身体障害者等タクシー料金助成対象者）	
ただし、身分証明に足りる障害者手帳を有しないものに限る。	
顔写真 （縦4cm×横3cm）	以下の資格により助成対象者 であることを証明する。
	精神障害者保健福祉手帳 1級
	特定要医療的介助者

(表面)

N o			
東浦町障害者等タクシー料金助成券			
(一般車用)			
1 回の利用につき、1 枚の使用が限度です。			
<u>助成額 初乗運賃の額</u>			
(迎車回送料金 有・無)			
年 3 月 31 日まで有効			
乗車区間	出発地 到着地 ⇒		
運転車名		車輦番号	
車種類	特定大型車・大型車・普通車		
利用年月日	年 月 日		
発行者 東 浦 町 長			

(綴裏表紙表面)

注意事項
1 この助成券は、表紙記載の者以外の者が使用しては いけません。
2 この助成券を他人に譲渡してはいけません。
3 この助成券を使用するときは、手帳等を運転者に提 示してください。
4 タクシー料金が助成額を上回るときは、その差額分 を運転者に支払ってください。
5 この助成券が転居等により不用になったときは、速 やかに返還してください。
6 偽りその他不正手段により、この助成券の交付を受 け、又は使用したときは、交付された助成券の返還若 しくは使用した助成券の額面の総額又は一部の額の返 還をしていただきます。
7 この助成券を使用できるのは、本町と契約している タクシー会社のみです。

様式第3の2（第4条関係）

（綴表紙表面）

No	
東浦町障害者等タクシー料金助成券 （リフト付タクシー）	
この表紙は使用できません。	
氏 名	男・女
障害の 種 類	身体障害者手帳 1・2級 介護保険 要介護度3以上 特定要医療的介助者
発行年月日	年 月 日
有効期限	年3月31日
発行者	東 浦 町 長

（綴表紙裏面）

証明書（身体障害者等タクシー料金助成対象者） ただし、身分証明に足りる障害者手帳を有しないものに限る。	
顔写真 （縦4cm×横3cm）	以下の資格により助成対象者 であることを証明する。 特定要医療的介助者

(表面)

№

東浦町障害者等タクシー料金助成券

(リフト付タクシー)

1回の利用につき、1枚の使用が限度です。

どちらか該当する方に、 ○を記入してください。		実利用料金を記入 してください。
	利用料金が、 助成限度額以上	円
	利用料金が、 助成限度額未満	円

1回の利用あたりの助成限度額は、円です。

年3月31日まで有効

乗車区間	出発地 → 到着地		
運転者名		車両番号	
車種類	特定大型車・大型車・普通車		
利用年月日	年	月	日

発行者 東 浦 町 長

(綴裏表紙表面)

注意事項

- 1 この助成券は、表紙記載の者以外の者が使用してはいけません。
- 2 この助成券を他人に譲渡してはいけません。
- 3 この助成券を使用するときは、手帳等を運転者に提示してください。
- 4 タクシー料金が助成額を上回るときは、その差額分を運転者に支払ってください。
- 5 この助成券が転居等により不用になったときは、速やかに返還してください。
- 6 偽りその他不正手段により、この助成券の交付を受け、又は使用したときは、交付された助成券の返還若しくは使用した助成券の額面の総額又は一部の額の返還をしていただきます。
- 7 この助成券を使用できるのは、本町と契約しているタクシー会社のみです。

様式第4 (第12条関係)

タクシー料金助成券受給資格変更・喪失届

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住所
氏名

東浦町障害者等タクシー料金助成券の受給資格が（変更となり・喪失し）ましたので届け出ます。

対象者	住 所			
	氏 名		年 月 日生	男・女
	手帳等 種別	身体障害者手帳 第 号 種 級		
		療育手帳 第 号 種 級		
		精神障害者保健福祉手帳 第 号 級		
		特定要医療的介助者 ()		
介護保険 要介護度				
理由等				
助成券 変換枚数	発行番号 発行枚数 枚のうち 枚			

様式第5（第14条関係）

タ ク シ ー 料 金 助 成 券 再 交 付 申 請 書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住所
氏名

東浦町障害者等タクシー料金助成券（一般車・リフト付タクシー）の再交付を次のとおり申し込みます。

対象者	住 所			
	氏 名		年 月 日生	男・女
	手帳等 種別	身体障害者手帳	第 号	種 級
		療育手帳	第 号	種 級
		精神障害者保健福祉手帳	第 号	級
		特定要医療的介助者 （ ）		
		介護保険 要介護度		
理由等				
再発行 助成券	発行番号 発行枚数 枚			